

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルに注意！

コロナ禍になってから、海産物の電話勧誘販売や送り付け商法に関する相談が急増し、2021年度は前年度より2倍以上に増加しています。消費者の親切心や同情心につけこむ勧誘や、中には強引な勧誘も見られます。相談事例を参考に、トラブルにあわないようにしましょう。

《 相談事例 》

- ① 「新型コロナウイルスの影響で商品が売れないので支援してほしい」と電話で言われて海産物を購入した。しかし、届いた商品は、金額に見合わないものだった。
- ② 10年ほど前に買ってもらったリストを見て電話していると言われ、「買ってもらわないと困る」と強引に勧誘されて海産物の購入を了承したが断りたい。



《 アドバイス 》

- 少しでもおかしいと思ったら、きっぱりと断りましょう。
- 事業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。
- 心当たりのない商品が届いたときは受け取らない。受け取ってしまった場合も処分が可能ですし、代金を払う必要はありません。
- 不安な時やトラブルになったときは、消費生活センター等に相談しましょう。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 13 気候変動に具体的な対策を

【 シリーズ SDGs 6 】

～気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる～

☐ 地球温暖化による被害は深刻

一番の原因は温室効果ガスの排出です。温暖化によって氷河が解けて海面が上昇し、なくなってしまう島もでてきます。



☐ 温暖化防止に貢献するには

節電…エアコンは適切な設定温度に、掃除機をかける前に部屋の片づけを、冷蔵庫にもものを入れ過ぎない、照明をLED電球にするなど。

節水…シャワーや歯磨き中は水を出しっぱなしにしないなど。

外出時…車はアイドリングストップを、公共交通機関や自転車の利用など。

買い物時…マイバッグの持参、マイボトルの活用など。

トイレの修理で高額請求！？

～修理依頼など、落ち着いて対応しましょう～

(事例)

トイレが詰まったので、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理してもらったが、結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う。



トラブルにならないために

- 慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。
- 急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。水漏れに備えて、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくとい良いでしょう。
- 困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込みください。



8月・9月の無料法律相談会

8月 9日(火) 13:30～15:30

9月 6日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン**188**で、最寄りの消費生活センターにつながります。